

## 第5節 医療に関する情報提供

### 1 患者の医療に関する選択支援

#### 現 状

##### 1 医療機能情報の提供

医療機関（病院、診療所、助産所）の管理者は、医療法に基づき、医療機能に関する情報を都道府県知事に報告することが義務付けられています。報告された医療機能情報は、従来、県が構築した救急医療情報ネットワークシステムを通じて住民や患者へ情報提供していましたが、令和6（2024）年度からは、国の全国統一情報提供システム（医療情報ネット）を通じて公開されています。インターネットを通じて情報提供することにより、住民や患者による医療機関の適切な選択の支援を行っています。

図表 2-5-1 医療情報ネット トップページ

図表 2-5-2 医療機能情報報告率

病院（232 施設）		診療所（2,503 施設）		歯科診療所（1,484 施設）		助産所（78 施設）		全 体
報告数	報告率	報告数	報告率	報告数	報告率	報告数	報告率	報告率
215	92.7%	2,026	80.9%	1,150	77.5%	49	62.8%	80.1%

出典：広島県救急医療情報システム（令和5（2023）年9月1日現在）

##### 2 患者視点に立った医療の提供

医師や看護師等の医療従事者は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努める必要があります。患者や家族等と医療機関の信頼関係の構築には、医療機関における相談支援体制を整備することが重要であり、県内医療機関において医療に関する相談窓口を設置している割合は、病院で約89%、診療所（歯科診療所を除く）では約9%となっています。

また、病気の診断や治療法が適切かどうか、主治医以外の医師から意見を聴きたいと考える患者も増えています。県内の医療機関において、セカンドオピニオンのための診療に関する情報提供・診療等を行っている割合は、病院で約60%、診療所（同上）では約30%となっています。

図表2-5-3 医療相談窓口設置医療機関・セカンドオピニオン対応医療機関

区分	病院(232施設)		診療所(歯科診療所を除く)(2,503施設)	
医療に関する相談窓口を設置している医療機関	207	89.2%	236	9.4%
セカンドオピニオンのための診療情報を提供・診察をしている医療機関	138	59.5%	734	29.3%

出典：救急医療情報システム（令和5（2023）年9月1日現在）

## 課題

### 1 医療機能情報の提供

住民や患者が自分にあった医療サービスを適切に選択できるよう、医療機関からの医療機能情報の報告率を向上させ、客観的かつ正確な情報をわかりやすく提示していく必要があります。

### 2 患者視点に立った医療の提供

患者が納得した医療を受けるためには、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンを充実する必要があります。規模の小さな医療機関では、専用の窓口を設けることが難しい場合もあるため、医療機能情報の報告率の更なる向上により、患者が情報を入手しやすい環境を整えるなど、医療の選択の支援をしていくことが必要となります。

## 目標

### 医療機能情報の提供

住民や患者が、必要な医療機関の最新情報を正確に取得できるよう、医療機関からの医療機能情報の報告率を向上させます。

指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典
医療機能情報の報告率	医療サービスの選択を支援する。	[R4] 85.0%	報告率の向上	救急医療情報システム

## 施策の方向

### 1 医療機能情報の提供

医療機関に対して、医療機能情報の定期的な報告を求め、県への報告が確実に実施されるよう指導とともに、住民や患者の医療機関等の適切な選択に資するよう、医療情報ネットを広く周知し、積極的な活用の促進を図ります。

### 2 患者視点に立った医療の提供

医療の提供に当たって、患者の意向が十分に尊重され、選択や同意が適切に行われるよう、医療機関への立入検査等の機会を通じて、インフォームド・コンセントの周知徹底を図ります。

また、県医師会等の関係団体と連携し、医療機関における相談支援体制の充実に向けた情報提供、セカンドオピニオンの普及啓発を図っていきます。

## 2 ICTを活用した診療支援（ひろしまメディカルDXの推進）

### 現 状

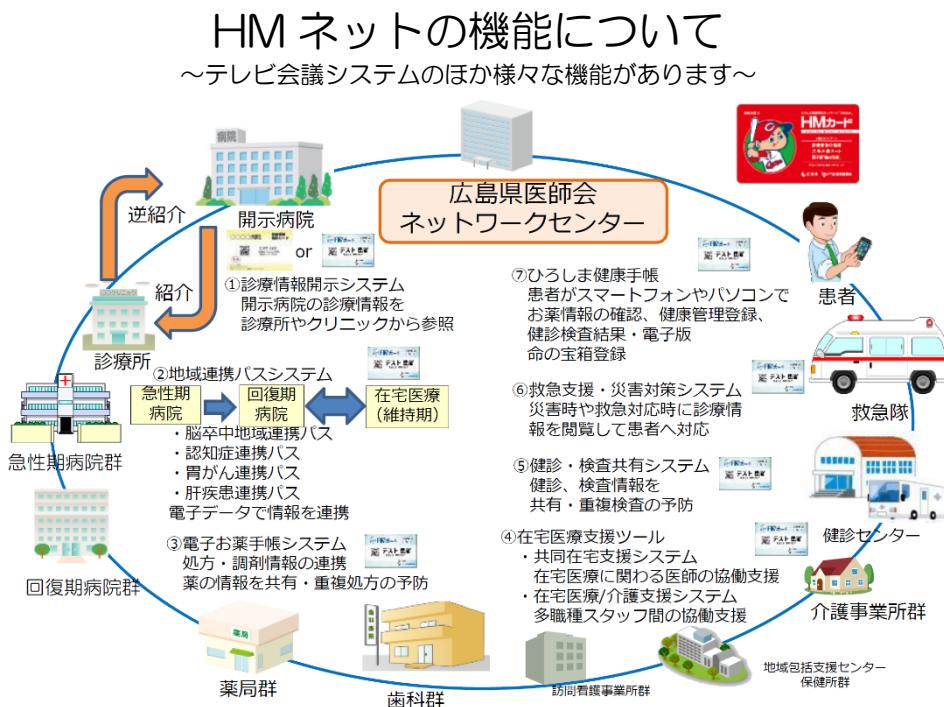
#### 1 地域医療情報ネットワークの推進

近年、目覚ましく発展しているICTやAIなどデジタル技術を更に活用して、診療情報の提供をはじめ、適切な医療サービスを効果的・効率的に提供することが期待されています。

県と県医師会は、地域における医療機関の連携を促進するため、平成25（2013）年6月から診療情報を効率的に利用する「ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）」を運用しています。

HMネットでは、基幹病院が開示する診療情報を診療所等が参照する機能に加え、電子お薬手帳や在宅医療・介護の多職種の連携等の機能を拡充し、また、県民が自身の健康管理登録を行う簡易版PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）「ひろしま健康手帳」の仕組みも構築しています。

近年は、テレビ会議システムを使用した小児医療コンサルテーションや、病院が連携して胃がん検診画像の二重読影を行うなど、HMネットを利用する取組も進んでいます。



#### 2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）による高付加価値化の実現

HMネットで蓄積されたデータの利活用については、具体的な取組は行えていませんが、国における医療DXに向けた動向や、県における高度医療・人材育成拠点整備の方向性等を踏まえて、県全体で医療情報を利活用可能な環境を構築するための検討を行っています。

#### 3 オンライン診療等の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、オンライン診療・オンライン服薬指導その他遠隔医療（以下この項において「オンライン診療等」という。）の利活用が、徐々に進んできています。

今後は、新興感染症発生・まん延時のみならず、地域医療提供体制の確保や調剤後のフォローアップを含めた地域医薬品提供体制の確保、べき地医療、その他医療ニーズの変化等に対応するための有効な手段として、様々なシーンでの活用が期待されます。

## 課題

### 1 地域医療情報ネットワークの推進

国においては、令和5（2023）年6月「医療DXの推進に関する工程表」を発表し、全国医療情報プラットフォームの整備を進める方向性を示しています。HMネットについては、この動向を注視しつつ、HMネットの基盤を活かし、医療機関や個人の診療・健康情報等の共有・連携・活用を図っていく必要があります。

### 2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）による高付加価値化の実現

診療情報等は、医療の高度化や治療研究等への活用が期待される貴重な情報資産であり、これを活かして創薬や医療機器の開発、AI診療等に利用できるようHMネットに蓄積したデータの利活用につなげていく必要があります。

### 3 オンライン診療等の推進

オンライン診療等の実施施設においては、情報通信機器やシステムの導入・運用にかかる費用負担や、対応するスタッフのITリテラシー向上等が課題となります。

一方で、患者に対しては、利点だけでなく留意事項等の十分な情報提供が必要となり、また、デジタルデバイス（スマートフォン等）に明るくない高齢者等へのサポートも課題の一つです。

## 目標

### 1 地域医療情報ネットワークの推進

HMネットが医療介護分野の強固なネットワークとして、県内全体で活用されています。

### 2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）による高付加価値化の実現

DXによる高付加価値化によって、その便益が県民に還元されています。

### 3 オンライン診療等の推進

効率的な医療提供体制を整備するため、オンライン診療等の対応施設や地域を拡大させ、安全で適切な利活用の推進を図ります。

## 施策の方向

### 1 地域医療情報ネットワークの推進

HMネットについては、医療機関等のニーズに応じた機能強化により魅力を高めることで、参加施設の拡大につなげ、拡大が更なる機能強化を導くという好循環が生まれるよう取り組みます。

これらの取組については、医療・介護等の関係団体や、医療機関、介護保険事業者、行政、保険者、消防、大学等の関係機関が、地域単位で主体的に推進します。

### 【必要な取組】

#### ○健康づくり（PHR、健康経営 等）

県民が自身の健診・検査情報をデジタルデバイス（スマートフォン等）で参照できるよう整備して、自らの健康の維持・管理や企業による健康経営の取組に活用できるよう推進します。

#### ○診療情報の共有（診療情報の集積・共有 等）

豊富な診療情報を医療機関等が共有できるようにして、安全で質の高い医療が提供される環境を整備します。

#### ○地域医療の支援（診療支援（遠隔画像診断） 等）

ファイル共有システムを活用した放射線画像等の遠隔画像診断や、テレビ会議システムを活用した専門医による症例カンファレンスなど、遠隔医療の普及を図ります。

#### ○医療費適正化（健（検）診データの情報共有 等）

健康診断・特定健康診査・各種検診の結果や臨床での検体検査データを医療機関等の間で共有できるようにして、重複受診・重複検査がないかを確認できるようにします。

#### ○救急・災害等の備え（救急支援・災害対策システム 等）

救急及び災害時の医療の際に、最低限必要となる患者の基本情報（アレルギー歴、調剤情報、過去の受診歴、日々の体重・血圧測定値等）や本人の意思を、救急隊員や医療者が簡易に閲覧して、適切な救急医療の提供に活用できるよう推進します。

#### ○医療介護連携の促進（多職種でのオンライン情報共有 等）

多職種によるオンラインでの情報共有・連携の仕組みを確立して、医療機関、薬局、介護施設、在宅療養（介護保険事業所等）の各々のシーンにおいて職種間での連携がスムーズに行えるよう整備します。

## 2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）による高付加価値化の実現

HMネットの診療情報等を創薬、医療機器の開発やAI診療等で利用できるよう、システム環境を整備していきます。

## 3 オンライン診療等の推進

モデル事業の実施や先行事例の共有、横展開等により、実施施設におけるITリテラシー向上や患者の理解促進を図りながら、オンライン診療等の安全で適切な利活用を推進します。